

医療法人名南会

## 中川診療所指定（介護予防）通所リハビリテーション運営規定

第1条 医療法人名南会が開設する中川診療所が実施する指定（介護予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 中川診療所が実施する指定（介護予防）通所リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定（介護予防）通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行なう。

3 指定（介護予防）通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 指定（介護予防）通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名称 中川診療所

(2) 所在地 名古屋市中川区一色新町三丁目1209番2

（従業者の種類、員数、及び職務内容）

第5条 指定（介護予防）通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 医師 1人（常勤兼務）

医師は、指定（介護予防）通所リハビリテーション計画の策定に従業者と共同して作成すると共に、指定（介護予防）通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行なう。

(2) 専従する従業者

①理学療法士 1名（常勤）以上

②作業療法士 1名（常勤）

③介護職員 1名（常勤）以上

④介護職員 5名（非常勤）以上

従業者は、指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

①営業日：月曜日～土曜日

ただし、国民の休日、12月30日～1月3日を除く。

②営業時間：午前8時30分～午後5時

サービス提供時間：午前9時30分～午後3時40分

(指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用定員は30人とする。

(指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施する指定（介護予防）通所リハビリテーションは次の通りとする。

- ① 6時間以上7時間に満たない通常規模の指定（介護予防）通所リハビリテーション。
- ② 居宅と指定（介護予防）通所リハビリテーション間の送迎。
- ③ 食事の提供
- ④ 入浴

- 2 指定（介護予防）通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能の回復の為、医師等の従事者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練等を行なう。

(1) 目的

- ①ADLの低下防止
- ②QOLの維持・向上
- ③ねたきり防止
- ④社会性の維持・向上
- ⑤精神状態の改善
- ⑥その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ①治療用ゲーム・手工芸用具を使った趣味的訓練
- ②日常生活動作に関する訓練
- ③自助具適用・使用訓練
- ④運動療法
- ⑤歩行訓練、基本的動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

- 第9条 中川区の次の範囲…伏屋三・四丁目、助光一・二・三丁目、前田西町三丁目、大当郎一・二・三丁目、一色新町一・二・三丁目、下之一色町、打中一・二丁目、打出一・二丁目、打出本町、法華西町、中須町、法華一・二丁目、高杉町、西中島一・二丁目、東起町、江松一・二・三・四・五丁目、江松西町、榎松町、榎津西町、かの里一・二・三丁目、東かの里町、水里一・二・三丁目、富永一丁目
- 港区の次の範囲…明正一・二丁目、当知四丁目、船頭場一・二・三・四・五丁目、小賀須一・二・三・四丁目、知多一丁目、福田一・二丁目、八百島一・二丁目、東蟹田、西蟹田

(利用料その他の費用の額)

- 第10条 指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定（介護予防）通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときはその負担割合証に定める割合の額とする。
- 2 食事・おやつ代：1日に付き 700 円
  - 3 オムツ代：1枚に付き 165 円、 パット代：1枚に付き 55 円
  - 4 手作業代：110 円～
  - 5 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。
  - 6 利用者の希望によって上記の2～4の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なう。
- 2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう。
    - (1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
    - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
    - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(身体拘束等の禁止)

- 第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行なわない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
  - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
    - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行なうことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 1 3 条 指定（介護予防）通所リハビリテーションは、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

- 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
- 3 青年後見人制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行なう。
- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年 1 回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年 1 回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(感染症対策に関する事項)

第 1 4 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずる様に努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 1 5 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行なう様に努めるものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 1 6 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 1 7 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行なう。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護師を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止の為、自主的に点検を行なう。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して、防火教育、消防訓練を実施する。

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| ①防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難） | 年 1 回以上 |
| ②利用者を含めた総合訓練          | 年 1 回以上 |
| ③非常災害用設備の使用方法的徹底      | 随時      |
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を取る。

（その他運営に関する留意事項）

第 18 条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

②継続研修 年 1 回

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨の従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人名南会中川診療所が定めるものとする。

付則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 11 月 1 日改定

平成 14 年 7 月 1 日改定

平成 15 年 11 月 1 日改定

平成 16 年 3 月 1 日改定

平成 20 年 3 月 19 日改定

平成 20 年 6 月 1 日改定

平成 23 年 11 月 28 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 8 月 1 日改定

平成 30 年 6 月 27 日改定

令和 1 年 6 月 1 日改定

令和 2 年 6 月 22 日改定

令和 6 年 3 月 29 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 7 月 1 日改定